

水産物輸出促進緊急推進事業 輸出重要水産物安定生産確保事業助成要領

平成28年11月25日 制定

平成29年5月9日 改定

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

事業実施主体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知）及び品目別輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28政統第940号農林水産事務次官依命通知）及び水産物輸出促進緊急推進事業実施要領（平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知）に基づき事業を実施するため、以下のとおり輸出重要水産物安定生産確保事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

1 事業の目的

輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、主要な垂下式養殖産地においては、ヨーロッパザラボヤなどの外来性濾過食生物（以下「ザラボヤ等」という。）などの付着が増加し、生育不振などにより生産性の低下が見られる状況にある。このため、ザラボヤ等が小型のうちに漁船搭載型洗浄機（以下「洗浄機」という。）で除去する洋上駆除が効果的であることから、ザラボヤ等の付着個体数が増加する今秋から洋上駆除に取り組む体制を整え、ホタテガイの減産防止対策を早急に講じる必要がある。

以上より、洗浄機による洋上駆除を早期に行うことを通じて、垂下式養殖による安定した生産量の確保を図り、ホタテガイの輸出余力を拡大することを目的としている。

2 事業の内容

輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、ザラボヤ等の付着の増加により生育不振など生産性の低下に直面する垂下式養殖に関し、ザラボヤ等に左右されない安定した生産体制を確立するために、事業実施者が洗浄機を導入する場合に必要な経費に対して助成金を交付する。下図に事業の体制を示す。

（1）漁船搭載型洗浄機導入評価事業

- 1) 水漁機構は、漁船搭載型洗浄機導入評価委員会（以下「洗浄機委員会」という。）を設置し、洗浄機委員会において事業実施者から提出される事業実施計画を審査するとともに、当該審査の結果を踏まえ補助の決定を行う。
- 2) 水漁機構は、事業実施者が事業実施計画に基づき適切に事業を実施している

か否かを確認するため、事業終了後、事業実施者から速やかに事業実績報告書を提出させ、事業の実施状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認又は期中報告を実施し、当該事業の適切な管理運営を行う。

(2) 漁船搭載型洗浄機導入支援事業

水漁機構は、輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組む事業実施者に対し、ザラボヤ等を除去するための洗浄機を導入する場合に必要な経費を支援する。

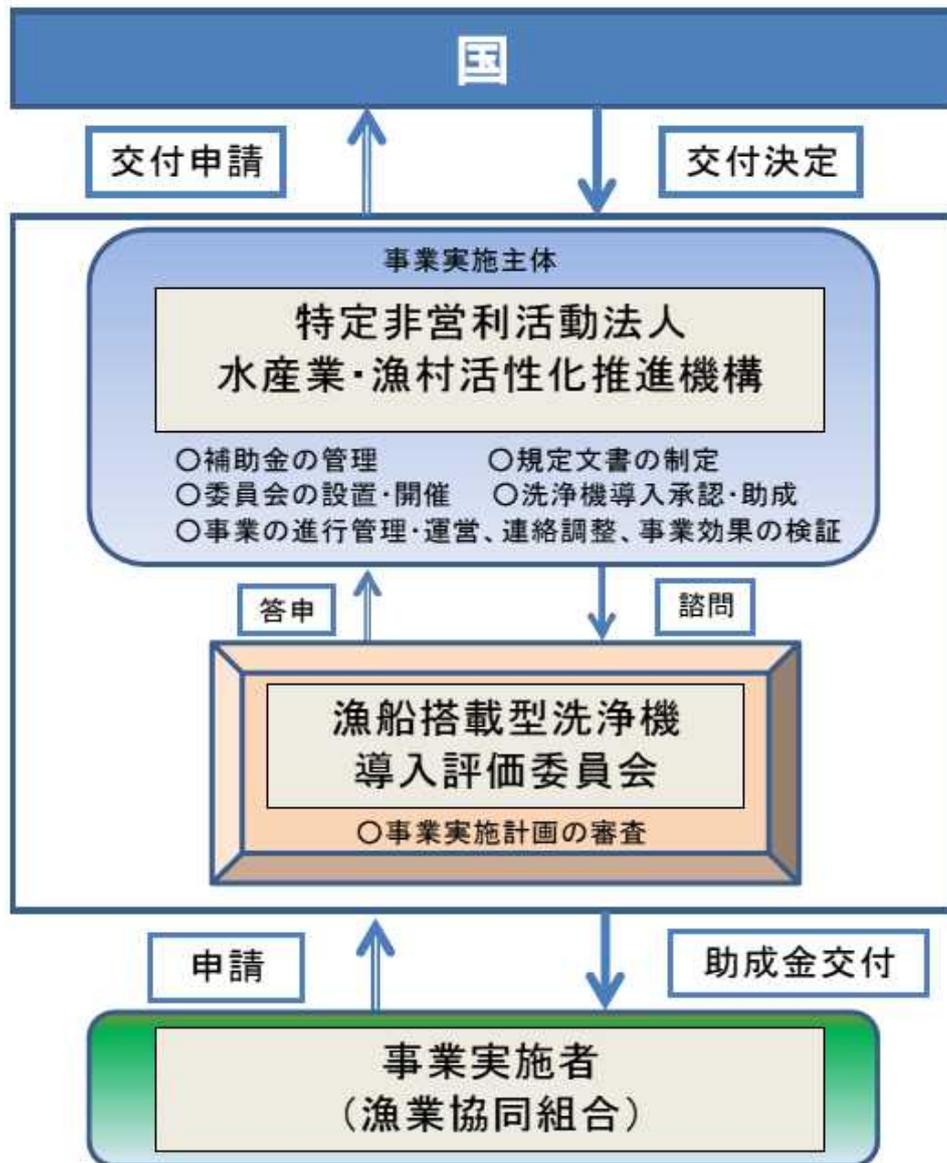


図1 事業の体制

3 事業実施場所及び事業実施者

(1) 事業実施場所

海外向けホタテガイ生産が伸長している北海道噴火湾の垂下式養殖ホタテガイに、ザラボヤ等が隙間なく覆うほど大量に付着しており、平成 27 年度は処理量 55,000 トンで前年度比約 4 割増になるなど増加している。耳吊りホタテガイに付着するザラボヤ等を駆除し処理しなければ、水揚げ時のホタテガイの脱落、ザラボヤ等との餌料競合によるホタテガイの生育阻害、ザラボヤ等の除去作業時間の増大による作業効率の悪化や経費負担増など、生産性が著しく低下することから、本事業における事業実施場所は、北海道噴火湾沿岸地域を対象とする。

(2) 事業実施者

本事業における事業実施者は、北海道噴火湾沿岸地域の漁業協同組合を対象者とし、漁業協同組合が導入する洗浄機を借り受けて所有する漁船に搭載し洋上駆除を行う組合員又は組合員で構成するグループを、事業の支援者（以下「事業支援者」という。）とする。

(3) 事業実施者及び事業支援者の助成要件

事業実施者及び事業支援者は、持続的養殖生産確保法（平成 11 年 5 月 21 日法律第 51 号）に基づき都道府県知事の認定を受けたホタテガイ養殖に関する漁場改善計画の作成に参画し、洗浄機の使用によるザラボヤ等の洋上駆除体制の構築を通じて安定したホタテガイ養殖生産の確保に取り組む、以下の全てを満たす者とする。

- a ホタテガイ垂下式養殖における生産の安定に向け、洗浄機によるザラボヤ等の洋上駆除を実施すること。
- b 大量に発生したザラボヤ等による漁業被害により、生産性が低下しているホタテガイ垂下式養殖であること。
- c 率先して持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に定められた取組を実践すること。
- d 生産するホタテガイについて、輸出商材としての活用が想定されること。
- e 駆除したザラボヤは、有害生物漁業被害防止総合対策事業により処理すること。
- f 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の養殖関係者及び漁業関係者との連携を図ること。
- g 水漁機構が行う事業効果に関する調査等に協力すること。

なお、上記 a～g の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、「事業支援者」としない。

- ① 本事業で導入しようとしている機器を今年度に他の事業により導入している者又は導入しようとする者、及び過去の他の事業により右機器を導入し、導入から平成 29 年 8 月 31 日現在で、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間*（以下「処

分制限期間」という。)を満了していない者。

なお、事業実施者において疑義等が生じた場合は、水漁機構に相談すること。

* 省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」第 28 番「水産養殖業用設備」5 年

- ② 事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間に法令（漁業関係法令及び労働関係法令等）等に違反した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から 1 年とする。

4 支援対象機器と助成対象経費

(1) 支援対象機器

洋上で行う耳吊りホタテガイの貝洗浄作業は、垂下連を船上に引き揚げて、ホタテガイに付着したザラボヤ等を、高圧水を送り出すポンプ機とセットで駆動する洗浄機で高圧洗浄水により洗い落とし、再び垂下連を海面下へ戻す一連の洗浄工程で成立する。

水産物輸出促進緊急推進事業実施要領別記 3 の第 3 の 5 では、補助対象機器等を洗浄機本体としている。ここで「洗浄機本体」とは、上記の貝洗浄の工程に無くては成立しない貝洗浄に直接関わる機器を含めた総称を指す。

従って、本事業の支援対象となる機器は、下記の①～③を対象とする。

- ① 洗浄機（付属品：巻き上げローラー、送水ホース、標準装備品を含む）
- ② 高圧ポンプ機
- ③ 洗浄機と高圧ポンプ機器とのセット一式

(2) 助成対象経費と助成金

助成対象経費は、事業実施者が承認された事業実施計画に記載した洗浄機を導入する際の下記の費用に対し、1/2 以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。

- 「機器整備費」：洗浄機本体購入費用

* 上記（1）の支援対象機器に係る購入費以外は、一切認められないので注意すること。

- 助成金の上限額は、機器整備費 1 件当たり 200 万円以内とする。

(3) 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 29 年 9 月 30 日までに完了するものとする。

なお、期間内に事業遂行が困難となった場合は、完了できない理由及び現在の進捗状況を記載した書面を水漁機構に提出し、水漁機構は農林水産大臣に報告してその指示を仰ぐ。年度を繰り越す事が認められた場合、水漁機構は事業実施者に連絡する。

5 事業の実施

(1) 事業実施計画から事業開始までの流れ

事業実施計画から事業開始までの流れは、図2のとおりである。

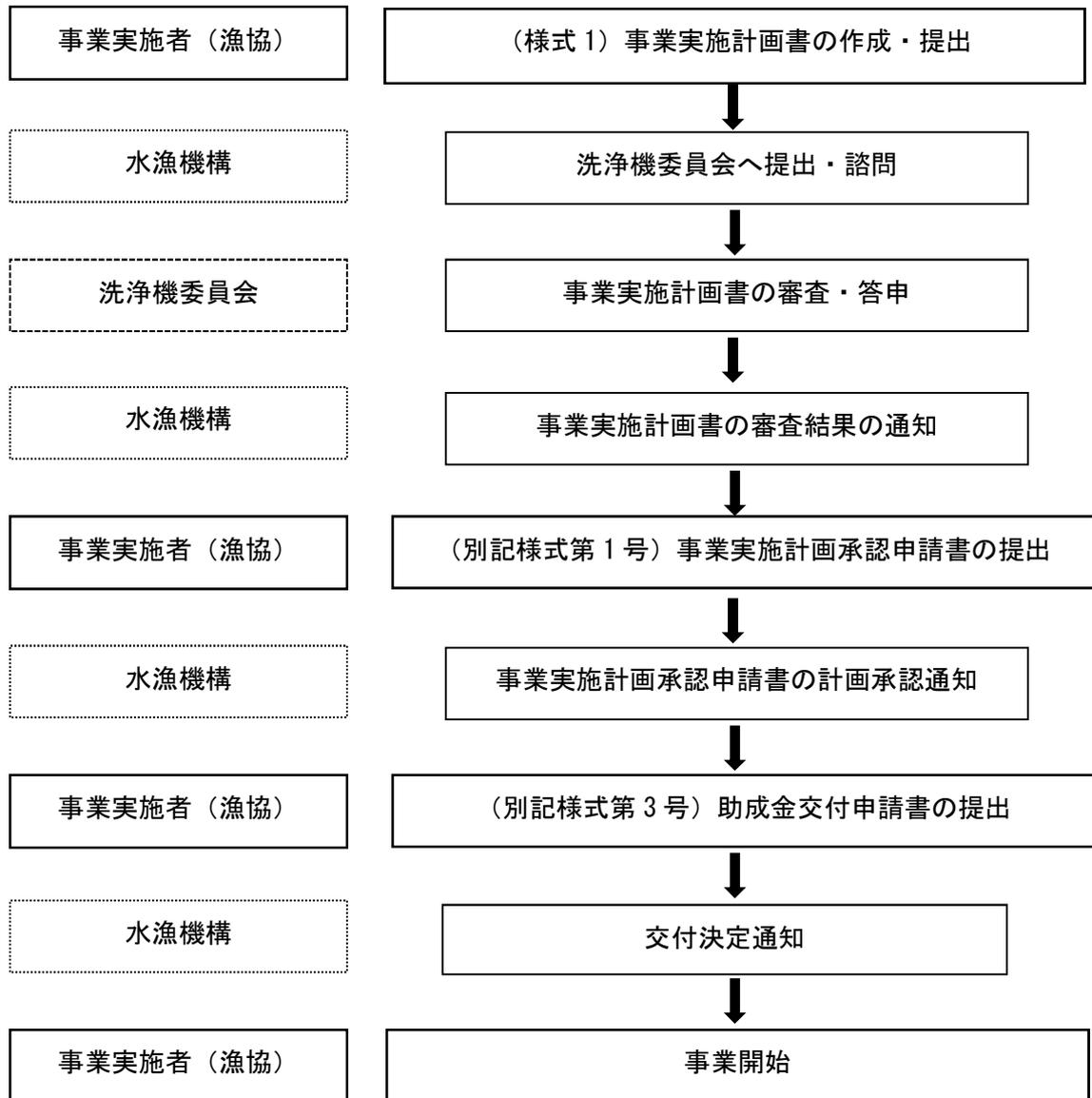


図2 事業実施計画から事業開始までの流れ

① 事業実施計画書の提出

本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が指定する下記の期日までに「輸出重要水産物安定生産確保事業実施計画書の提出について」（様式1）を作成し水漁機構へ提出する。水漁機構は、応募があった事業実施者から提出された当該計画書を洗浄機委員会へ提出する。

○提出書類

- ・輸出重要水産物安定生産確保事業実施計画書（含別添）・・・正副2部以下は1部とする。

- ・直近の漁場改善計画（写）
- ・導入を計画している洗浄機本体の性能等が記載された資料（カタログ等）
- ・導入を計画している洗浄機本体の参考価格（又は見積書）及び図面
（注）参考価格（又は見積書）の明細は、費用を区分すること（機器本体、付属機器別などの明細添付）
- ・浜の活力再生広域プラン（写）の提出

○提出締切期日

原則として、平成29年7月31日（月）とする。

○提出先

〒101-0047

東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル5階

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構事務局

TEL：03-6866-7112

FAX：03-6866-7114

担当者：湯浅

Eメール：ta-yuasa@fpo.jf-net.ne.jp

水漁機構ホームページ：<http://www.jf-net.ne.jp/fpo/index.html>

② 事業実施計画書の審査

洗浄機委員会において洗浄機委員会業務要領に基づき、事業実施者から提出される事業実施計画を審査する。洗浄機委員会は、審査の結果について水漁機構理事長へ答申する。

③ 事業実施計画の助成決定通知

洗浄機委員会から答申を受けた水漁機構は、当該審査の結果を踏まえ助成の決定を事業実施者へ通知する。

④ 事業実施計画承認申請書の提出

事業実施者は、「輸出重要水産物安定生産確保事業実施計画承認申請書」（別記様式第1号）を水漁機構へ提出する。

○提出書類

- ・洗浄機委員会が認めた事業実施計画書
- ・機器設備の金額に係る入札、相見積書（明細が一式となっているものは認めない。）及び図面

（注1）入札・相見積は原則3社以上からとること。

（注2）入札・相見積をとる際に調達する場合には、利益排除を行うこと。

⑤ 事業実施計画承認申請書の計画承認通知

水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の要件を

満たしていることを確認し、適切であると認められた場合において、予算の範囲内で承認する旨の通知を行う。

- ・申請者が3に定める事業実施者であること。
- ・洗浄機委員会が認めた事業実施計画書であること。

なお、洗浄機委員会は、必要に応じて現地確認を行うことがある。

⑥ 助成金交付申請書の提出

計画承認通知を受けた事業実施者は、助成金を交付申請するために「輸出重要水産物安定生産確保事業助成金交付申請書」（別記様式第3号）を水漁機構へ提出する。

⑦ 助成金交付決定の通知

水漁機構は、申請内容を確認した上で、事業実施者に対し助成金の交付決定の通知を行う。

事業実施者は、交付決定通知の日から事業を実施することができる。

なお、交付決定通知後、事業支援者が、天災、事故・病気による療養等で事業実施者の責に帰さないと認められる場合において、洗浄機等を導入できなくなった場合は、水漁機構へ速やかに報告し、対応を協議するものとする。

⑧ 事業実施計画の変更

⑤項の承認後に生じた事業実施計画の変更は、水漁機構が必要であると認めた場合は、④～⑦に準じて、「輸出重要水産物安定生産確保事業実施計画変更承認申請書」（別記様式第2号）を変更内容を確認できる資料等を添えて提出する。

(2) 事業実施者及び事業支援者の実施要件

助成要件のうち3の(3)のgに係る調査協力の実施要件については、本事業が洗浄機による洋上駆除を早期に行うことを通じて、ホタテガイの輸出余力を拡大するとともに、垂下式養殖による安定した生産量の確保を図ることを目的としていることから、洗浄機等を導入した事業実施者及びこれを借り受けた事業支援者においては、事業実施計画を遂行するために、下記の実施要件に取組み、事業効果の検証の調査に協力しなければならない。

① 洋上駆除の効果を把握するために、出荷時期に洋上駆除でザラボヤ等を除去した連（以下「除去連」という。）と除去していない連（以下「未除去連」という。）の様子を写真撮影して記録する。

② 洋上駆除及び安定的生産の貢献を検証するために、除去連と未除去連との以下の項目について出荷時期において1日分の記録を取る。記録用紙は別途提供する。

- ・水揚げ時間：出航～帰港～洗浄・選別～出荷計量までに掛かる時間
- ・出荷量：2年物又は3年物の重量（殻つき重量）
- ・規格等：大中小等の規格や品質別など区分される場合はその各重量
- ・単価：大中小等の規格や品質別など区分される場合はその各単価

③ 上記について、3年間取り組むものとする。

(3) 事業結果の報告及び助成金の請求、助成金の交付

- ① 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、水漁機構が適当と認めた場合に「輸出重要水産物安定生産確保事業助成金概算払請求書」（別記様式第4号）を、以下の書類を添えて、水漁機構に提出する。

水漁機構は、実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、支払通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

- ② 事業実施者は、事業終了後、事業実施状況について「輸出重要水産物安定生産確保事業実績報告書」（別記様式第5号）のほか、以下の書類を添えて、水漁機構に提出する。当該実績報告書は請求書を兼ねることもできる。

水漁機構は、事業実施内容を確認し妥当である場合には、額を確定し、事業実施者に対して通知するとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

上記①及び②に係る添付書類は、以下のとおりとする。

○添付書類

ア 請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、財産管理台帳、契約関係書類、発注書・請書・納品書・検収書・請求書・領収書、振込依頼書（金融機関の振込証明書でも可）等の写しを添付する。

イ 納品した洗浄機等の証拠写真

納品された洗浄機等を検収・受領した際の証拠写真*

機器等の型式を特定し得るよう複数枚で構成した証拠写真*

*写真での証明ができないものについては助成できないので注意すること。

ウ 洗浄機等の設置位置図・仕様書・設計図等の機器等の所在及び内容を示す図面

エ 導入後の設置及び洋上駆除の証拠写真

導入した洗浄機等を翌年度の洋上駆除実施時期前に設置し、洋上駆除を実施した場合には、稼働した証拠として写真を撮影し提出すること。

○交付請求締切期日（暫定）：平成29年10月25日（水）

(4) 実施状況等の確認

水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、事業の実施状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認又は期中報告を実施し、事業実施者及び実施支援者の当該事業の実施状況等を確認する。

事業実施者は、同項(2)の実施要件の実施状況について、3年間毎年度末ま

で実施状況を水漁機構に報告する。実施要件に関する要領、報告様式等については、別途、水漁機構から配布する。

6 導入する洗浄機等に係る管理

事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別に定める「輸出重要水産物安定生産確保事業で取得した洗浄機等の管理運営について」に基づき、「輸出重要水産物安定生産確保事業の管理運営規程」及び「財産管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

また、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号)に定める処分制限期間内に、事業により導入した機器設備の処分(廃棄、目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供)を行ってはならない。

7 文書の保管

事業実施者において会計帳簿及び収支に関する証拠書類又は証拠物の保管期間は、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

8 助成金の返還

水漁機構は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は事業実績報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

9 その他

この助成要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。

以 上

輸出重要水産物安定生産確保事業に係る実施要件について

関係各位

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構
輸出重要水産物安定生産確保事業 事務局

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、輸出重要水産物安定生産確保事業は、洗浄機による洋上駆除を早期に行うことを通じて、垂下式養殖による安定した生産量の確保を図り、ホタテガイの輸出余力を拡大することを目的としています。

本事業の助成要領（平成 28 年 11 月 25 日付け制定 水漁機構）に基づく実施要件については、洗浄機等を導入した事業実施者（漁協）及びこれを借り受けた事業支援者（漁業者）において、事業実施計画を遂行するために、下記の実施要件に 3 年間取組み、洗浄機等の導入による安定生産については輸出拡大に関する実証を行うものです。

本事業を活用して洗浄機等の導入を希望する方は、本事業の目的及び実施要件を理解してご検討いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 実施要件

- ① 洋上駆除の効果を把握するために、出荷時期に洋上駆除でザラボヤ等を除去した連（以下「除去連」という。）と除去していない連（以下「未除去連」という。）の様子を写真撮影して記録する。
- ② 洋上駆除及び安定的生産の貢献を検証するために、除去連と未除去連との以下の項目について出荷時期において 1 日分の記録を取る。記録用紙は別途提供する。
 - ・水揚げ時間：出航～帰港～洗浄・選別～出荷計量までに掛かる時間
 - ・出荷量：2 年物又は 3 年物の重量（殻つき重量）
 - ・規格等：大中小等の規格や品質別など区分される場合はその各重量
 - ・単価：大中小等の規格や品質別など区分される場合はその各単価
- ③ 上記について、3 年間取り組むものとする。

2. 方法

別添資料を参照してください。

以上

出荷時に除去連と未除去連を比較して、洋上駆除の効果を見る

1. 除去連と未除去連の写真撮影

除去連

① 洋上駆除した漁業者Aは、船上に引き揚げた時に連の状態を撮影する

② 数枚のホタテガイを撮影する

未除去連

① 除去連の出荷時直近か同日に、未除去連の出荷をする漁業者A又は他者が船上に引き揚げた時に連の状態を撮影する

② 数枚のホタテガイを撮影する

出荷時に除去連と未除去連を比較して、水揚げ効果を見る

- ◆ ザラボヤ等の大量付着はホタテガイの成長を悪くする。
- ◆ 除去することによって生産や出荷時の規格等へ貢献があるかを検証する。

2. 出荷時期の1日分の記録

記録項目	記録者	記録内容
・水揚げ時間	漁業者	出航～帰港～洗浄・選別～出荷計量までに掛かる時間
・出荷量	漁協	2年物又は3年物の重量(殻つき重量)
・規格等	漁協	漁業者によって選別された大中小等の規格、又は品質別などで区分される場合はその各重量
・単価	漁協	大中小等の規格別又は品質別などで区分される場合はその各単価

様式1

文書番号
年 月 日

輸出重要水産物安定生産確保事業
事業実施計画書の提出について

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

輸出重要水産物安定生産確保事業について、下記のとおり事業実施計画書を作成したので、輸出重要水産物安定生産確保事業助成要領（平成29年5月9日改定 特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構制定）5の（1）の①の規定に基づき、提出する。

記

別添のとおり

事業実施計画

事業実施者名： 漁業協同組合

年 月 日

I. ホタテガイ養殖漁業の現況

1. ホタテガイ養殖漁業の詳細<地区別に区分できる場合は、地区別で記入のこと>

養殖漁業経営体		垂下式養殖施設					養殖 隻数	洗浄機(沖洗い機)			漁場改善計画及び養 殖漁業に関する取組 状況
地区名	経営体数	施設延長(m)	施設数	連数	1台当りの 連数	1施設の 規模(m)		普及台数	普及率	不足台数	
											添付資料
計	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	

注1 : 普及率は、経営体数に対する普及台数の割合を求めること

注2 : 持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に参画し取り組んでいる場合は資料を添付すること

注3 : ホタテガイ養殖漁業の生産等向上に関わる取組や計画(例: 浜の活力広域再生プラン等)などの関連資料があれば添付すること

注4 : 養殖管理サイクル(又は生産スケジュール)に関する資料があれば添付すること

2. ホタテガイ養殖生産状況 各項目の2行目を空欄にしています。規格別の集計データがあれば空欄にその分類名を記載して、データを入れてください。

年度	養殖生産量(トン)				養殖生産額(万円)				平均価格(円/kg)				取引状況(選択)			
				合計				合計				平均	入札		値決め	
H23(2011)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	無	有	無
H24(2012)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	無	有	無
H25(2013)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	無	有	無
H26(2014)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	無	有	無
H27(2015)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有	無	有	無
5カ年平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-			
5中3平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-			

注1 : 各漁協で主計管理する規格等の分類で記載すること(例えば、A, B, C貝 やS, M, L等)。輸出状況を見るため、参考になるデータがあれば添付のこと。

注2 : 5中3平均は、直近5ヶ年のうち、最大と最小を除いた3ヶ年平均です。自動計算できるように計算式が入っているので、入力はいらないよう注意。

注3 : 平均欄、合計欄は自動計算できるように計算式が入力済み

3. 養殖ホタテガイに関する流通、加工、取引・販売について

<流通、加工、取引・販売の現況と課題及び取組について>……輸出関連も含めて記載のこと

現況と課題	
取組	

注1 :事業の目的(沖洗いを行って安定生産を確保し、輸出拡大を図る)をなども考慮して記載すること

4. ザラボヤ等による被害の現状及び対策(取り組み状況)

現状		年度	付着物処理量(トン)
		H23(2011)	
H24(2012)			
H25(2013)			
H26(2014)			
H27(2015)			
5カ年平均		#DIV/0!	
5中3平均		0	
対策(取組等)		年度	洋上駆除量(トン)
		H23(2011)	
	H24(2012)		
	H25(2013)		
	H26(2014)		
	H27(2015)		
	5カ年平均	#DIV/0!	
	5中3平均	0	

注1 :独自に被害予想金額を出している場合は、算出根拠も含め記載のこと

注2 :事業の目的(沖洗いを行って安定生産を確保し、輸出拡大を図る)も考慮して記載すること

※洋上駆除量は有害生物漁業被害防止総合対策事業の処理量実績(期間10月～翌1月)を記載すること

II. 事業実施計画

1. 洗浄機等の導入計画

導入予定月	洋上駆除 実施予定時期	導入予定機器名		予定単価 (単位:円)	導入 予定数	導入予定金額 (単位:円)	予定導入先	
		機器名称	型式・機種等				個人	グループ
○年○月	○年○月～○月							
○年○月								
○年○月								
○年○月								
計		—	—	—	台	0	台	台

注1 : 導入しようとする機器等の詳細資料を添付すること(機種・型式・能力等が把握できる書類)

注2 : 予定導入先は、組員個人又はグループごとに予定台数を記入のこと

注3 : 事業計画承認申請では、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること

2. 事業予定費用一覧

(円)

導入予定機器名 (機器名称)	導入予定費用額	負担区分	
		国庫補助額 (A)	自己負担額 税抜額(B)
	0		
	0		
	0		
	0		
合計	0	0	0

3. 洗浄機等を導入することにより得られる効果(記述)

注1 : 事業の目的も考慮して記載すること

4. 輸出余力の拡大効果(洗浄機導入することによる期待される効果)について

項目	基準値	期待される効果
	5中3平均値	平成29年度
①生産量(トン)	トン	#DIV/0!
②推定輸出割合(%)	0%	0%
③推定輸出量(トン)	トン	#DIV/0!

注1 : 基準値の生産量は I の2の「5中3平均値」とする

注2 : 基準値の推定輸出割合は、●●による

注3 : 基準値の推定輸出量は、推定値である

注4 : 上表は、自動入力されるので、入力は不要

算定根拠 (入力項目・計算式)

- a 経営体数(H28現在) * 自動入力⇒
- b 洗浄機等導入予定台数 * 自動入力⇒
- c 生産量(基準値) * 自動入力⇒
- d 洋上駆除効果生産向上率(%): 函館水試による推定値(3割) 固定⇒
- e 生産量に占める推定輸出割合(%) * 数値手入力⇒
- f 目標年度の増産量 = (b/a) × c × d * 自動計算⇒
- g 目標年度の輸出割合(%) * 数値手入力⇒
- h 目標年度の期待される増産輸出量 = f × g (%) * 自動計算⇒
- i 目標年度の生産量 = c + f * 自動計算⇒
- j 目標年度の期待される輸出量 = i × g (%) * 自動計算⇒

条件値

経営体
台
トン
30%
0%
#DIV/0!
0%
#DIV/0!
#DIV/0!
#DIV/0!